

令和3年

第2回市議会定例会 議案第16号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 保育所（第35条～第42条）」を
「第4章 保育所（第35条～第41条）
第5章 雑則（第42条）」に改める。

第28条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下アおよびイにおいて同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録）

第42条 児童福祉施設およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電

子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

- 1 この条例は，令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし，第 28 条第 1 項の改正規定および次項の規定は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については，当該改正規定による改正後の第 28 条第 1 項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，児童福祉施設およびその職員が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定ならびに母子生活支援施設の長の資格に関する規定を整備するため